

■太陽光発電設備の設置状況等について

発電出力 (設備容量)	市内の 設備認定 状況※1 (R4.12.14、認 定情報公表 サイト)	全国の 設備認定 状況 (10kW以上、 R3.9月末、経 産省)	買取 区分	調達 期間	系統 連携 区分	電気事業法 上の種別	電気事業法上の義務	廃棄費用 積立制度
10kW未満	600件		余剰	10年				
10kW以上 50kW未満 ※1地域活用 要件あり	322件	74万件 (95%)	原則 余剰 ※2	20年	低圧	一般用電気 工作物	届出等の手続き不要	適用 (FIT/FIP 認定案件)
50kW以上 250kW未満	6	1.1万件 (2%)	全量		高圧	自家用電気 工作物	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規程を定め、管轄の消防署等へ届け出る義務 ○電気主任技術者の選任を行い届け出る義務 ○第一種工事士または認定電気工事従事者による作業義務 ○キュービクル(変圧器)の設置が必要 	
250kW以上 2,000kW未満	16	2.7万件 (3%)						
2,000kW 以上	-	0.1万件			特別 高圧	高圧義務に加え、設置工事の30日前までに工事計画届出書の届け出を義務付け		

※1: 市内の設備認定件数・容量(R4.12.14時点)の合計: 944件、27,275.4kW

※2: 要件① 再エネ発電設備の設置場所で少なくとも30%の自家消費等を実施すること(営農型太陽光除外)。②災害時に自立運転を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること。

※3: 営農型太陽光発電は、3年を超える農地転用許可が認められる案件は、自家消費を行わない案件であっても、災害時の活用が可能であればFIT制度の新規認定対象となる。さらに、10年間の転用が認められる場合には、全量売電も可能。

2. 太陽電池発電設備に関する手続き

届出書類の様式や作成・届出の際の注意事項等については、下の表より届出名を選択してご確認ください。

区分	一般用電気工作物		自家用電気工作物			
出力	10kW未満	10kW以上 50kW未満	50kW以上 500kW未満 ^{※3}	500kW以上 2,000kW未満	2,000kW以上	
主任技術者 ^{※4}	不要	不要	必要	必要	必要	
選任			○	○	○	
選任許可			○	×	×	
兼任			○	○	× ^{※5}	
外部委託			○	○	× ^{※5}	
保安規程			必要	必要	必要	
使用前自己確認			不要	必要	不要	
工事計画			不要	不要	必要	
使用前安全管理審査			不要	不要	必要	
電気事故報告			必要 ^{※6}	必要	必要	必要

※3 50kW未満の自家用電気工作物に該当する場合も含まれます。

※4 発電所の電圧（連系電圧）によって、必要な主任技術者の免状の種類が異なります。
[リンク先の表](#)をご確認ください。

※5 令和3年4月1日付け電気事業法施行令及び主任技術者制度の解釈及び運用（内規）改正により、新たに出力2,000kW以上5,000kW未満で連系電圧7,000V以下の太陽電池発電所についても主任技術者の外部委託及び兼任ができるようになりました。
[詳しくはこちら](#)をご覧ください。

※6 出力10kW以上50kW以上の太陽光発電設備の事故報告は令和3年4月1日より義務化されています。
[詳しくはこちら](#)をご覧ください。

出典)

「太陽電池発電設備に関する手続きのご案内～電気事業法関連（電気主任技術者・保安規程・工事計画等）の手続きについて～」
＜中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課、令和4年12月15日更新＞

一時転用期間が**10年以内**になるケース（平成30年5月15日通知）

次のいずれかに該当するときは**10年以内**（その他は**3年以内**）

- 認定農業者等の**担い手**が下部の農地で**営農**を行う場合
- **荒廃農地**を活用する場合
- **第2種農地**又は**第3種農地**を活用する場合

出典)

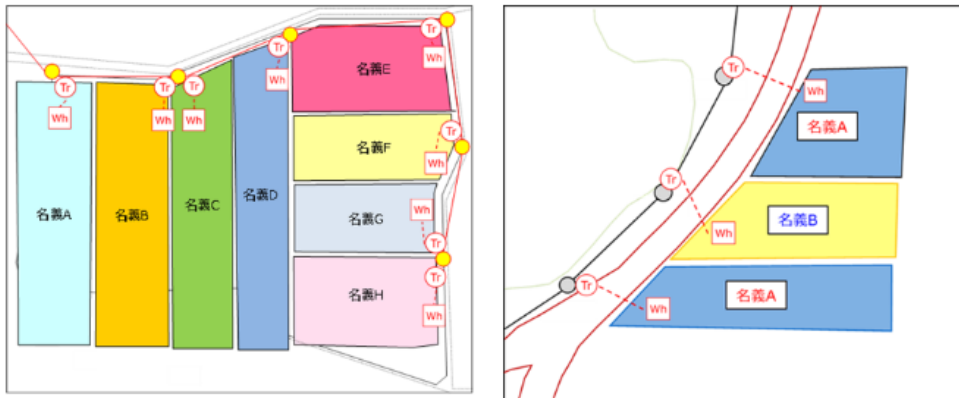
「営農型太陽光発電設備設置状況等について（令和2年度末現在）令和4年8月、農林水産省農村振興局」

電気事業法施行規則における「一の需要場所」に係る規定の見直し

電気事業法施行規則第3条第2項において、「一の需要場所」は、「柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内」という定義が規定されております。当該規定を改正し、「ただし、特段の理由がないのに複数の発電設備を隣接した構内に設置する場合を除く。」といった除外規定を設けます。

これにより、例えば、柵、塀その他の客観的な遮断物を設けて複数の発電設備を設置したとしても、特段の理由がない場合には、それぞれの発電設備は「一の需要場所」とはならず、複数の発電設備をまとめて「一の需要場所」とみなされることとなります。

(イメージ) 分割された発電設備の設備形態例



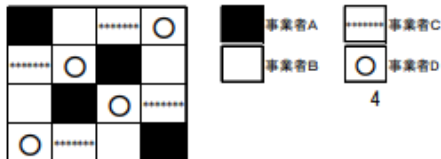
(2) 例外①：分割案件と判断する事例

- ①私道等を意図的に設置し、分断していると認められる場合
- ②他事業者と共同して同事業者の連続を避けつつ複数の需要場所（複数の発電所）を施設する場合

例1

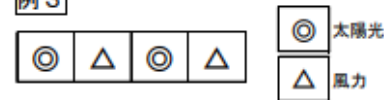


例2



③同一の事業者が交互に異なる種類の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合

例3



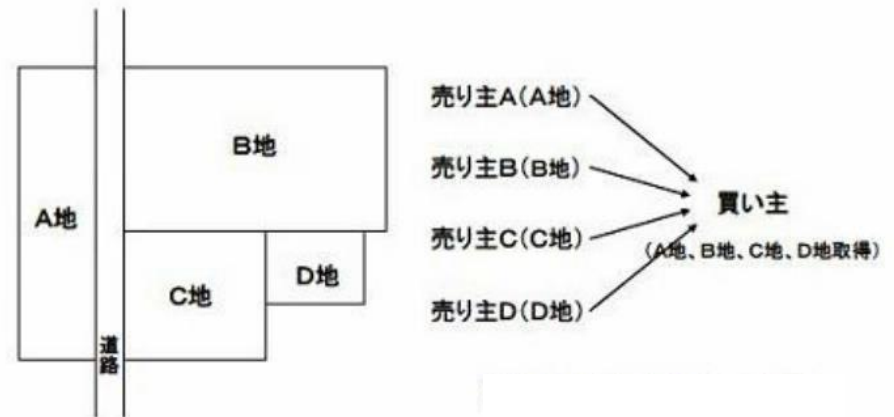
■一団の土地について

「一団の土地」とは、権利を取得する人が、一連の計画の中で、一体的に利用することが想定されるひとまとまりの土地のこと。

一体的に利用することが想定される場合とは、次の要件を全て満たすときである。

1. 主体の同一性 権利所得者が同一主体であること。
2. 物理的一体性 対象となる土地が接しており、ひとまとまりとなっているなど、物理的な一体性を有していること。このとき、道路や河川により対象の土地が分断されている場合であっても、物理的な一体性を有すると認定することができる。
3. 計画的ー貫性 二つ以上の土地売買等の契約が一連の計画のもとに、その時期、目的等について密接な関連をもって締結されていること

※一団の土地の例



■京丹後市内太陽光発電設備認定状況

	2019	2020	2021	2022 (12.14時点)
10kW未満	44件	63件	67件	53件
10kW以上	31件	0件	3件	4件
計	75件	63件	70件	57件

出典)
「地方自治体用FITシステム情報(R4.12.14時点、
資源エネルギー庁)」を基に市独自作成